

令和5年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化の取り組みを継続するため、令和5年度における調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）機構における令和4年度に締結した少額随意契約基準を超える契約状況は、表1のとおりで、契約件数は445件、契約金額は68.1億円である。また、競争性のある契約は236件（53.0%）、42.7億円（62.7%）、競争性のない随意契約は209件（47.0%）、25.5億円（37.4%）となっている。

競争入札等、企画競争・公募、競争性のない随意契約のいずれについても、前年度比で件数、金額に一定の変動はあるものの、総契約件数、総契約金額に占める割合ともに直近の実績と比較して大きな変化はないことが分かる。

令和4年度は、令和3年度と比較して件数については微増、金額については減少している（件数は5.2%の増、金額は12.5%の減）。件数は、補助事業対応のため新規契約案件の増加によるものと考えられ、金額減少の要因は、引き続き、新型コロナウイルス感染症防止のため一部事業を縮小したことが影響し、金額を押し下げる要因になったと考えられる。

表1. 令和4年度の機構の調達全体像

（単位：件、億円）

	令和3年度		令和4年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	226 53.4(%)	39.4 50.6(%)	219 49.2(%)	32.4 47.7(%)	△7 △4.3(%)	△7 △2.9(%)
企画競争・公募	16 3.8(%)	17.7 22.8(%)	17 3.8(%)	10.3 15.1(%)	1 0(%)	△7.4 △7.7(%)
競争性のある 契約（小計）	242 57.2(%)	57.1 73.4(%)	236 53.0(%)	42.7 62.7(%)	△6 △4.2(%)	△14.4 △10.7(%)
競争性のない 随意契約	181 42.8(%)	20.7 26.6(%)	209 47.0(%)	25.5 37.4(%)	28 4.1(%)	4.8 10.8(%)
合 計	423 100(%)	77.8 100(%)	445 100(%)	68.1 100(%)	22 5.2(%)	△9.7 △12.5(%)

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減は、令和4年度の対令和3年度伸率である。

（2）機構における令和4年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は182件（77.1%）、契約金額は約33.1億円（77.7%）である。

競争契約のうち一者応札・応募がしめる割合は、全体件数の減少割合と比較し、件数、金額ともにほぼ同率となっている（件数は横這い、金額は9.5%の減）。また、2者以上の応札・応募となった件数も6件と減少となっているが、総契約件数、総契約金額に占め

る割合とともに直近の実績と比較して大きな変化はなく、例年から特筆すべき傾向変化はないことが分かる。

1 者応札・応募となった案件を分類すると、陸上の研究活動及び海洋調査で使用する機器類の購入・製造、既存の機器・システム等の保守・修理・改良及び研究開発に伴う特殊な役務等が全体の約 74%を占めており、機構の研究活動に伴う、機器類の特殊性・専門性等から、対応できる者が限られている状況を表しているものと考えられる。

表 2. 令和 4 年度の機構の一次応札・応募状況

(単位：件、億円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	比較増△減
2 者以上	件数	60 (24.8%)	54 (22.9%)	△6 (△10.0%)
	金額	14.6 (25.5%)	9.5 (22.3%)	△5.1 (△35.0%)
1 者以下	件数	182 (75.2%)	182 (77.1%)	0 (00.0%)
	金額	42.6 (74.5%)	33.1 (77.7%)	△9.5 (△22.3%)
合 計	件数	242 (100%)	236 (100%)	△6 (△2.5%)
	金額	57.1 (100%)	42.7 (100%)	△14.4 (△25.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の（ ）書きは、令和 4 年度の対令和 3 年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野について（【 】は評価指標）

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の取り組みを行うとともに役務契約のうち特に事務管理部門系の分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

（1）随意契約の適正化に関する取り組み

①適正性の審査・点検

引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、令和 4 年度においてもその理由等について機構内で審査する。

（2）一次応札・応募の低減に向けた取り組み

①入札説明書の電子交付等

応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、これまで運用している、入札説明書の電子交付、郵便入札を継続する。また、入札参加者の参入機会確保のため、新たに電子入札システムの運用を開始する。

②調達情報の発信

競争性を高めるために、これまで実施している公告後の応札候補者への声掛け・業界団体への周知依頼、調達情報メールマガジン及び機構ホームページにおいて年間調達予定情報の公表を継続する。

③仕様書等の見直し

仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか、また、公告時期の見直しや業務実施時期等を点検し、参入機会の確保など、必要に応じて引き続き改善する。

④船舶等運航委託業務の改善

機構が所有する船舶等の運航及び調査支援業務について、外部委員の点検・審査による意見踏まえ、契約相手方に対しガバナンスを確保する。

⑤北極域研究船の建造等

北極域での調査・観測を可能とする北極域研究船を新たに建造するにあたり、建造事業者、建造に係る艀装員派遣事業者業務について、契約相手方に対し監督を行うなど、適切な業務履行を行う。

⑥辞退届の分析

辞退届を集計・分析し、辞退理由や入札説明書の配布が複数者であった案件が結果1者応札となった原因を分析する。

【⑥について次期契約で見直しの対象とする案件を抽出し、改善を行う】

(3) 調達合理化の取り組み

①契約内容・契約形態の見直し

調達規模や契約期間について着目し、契約の分割または統合や複数年契約化などを行うことにより、契約金額の引き下げや事務の合理化等を行う。

②共同調達の推進

事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との共同調達を継続、推進する。

③一括調達等の推進

一括調達によるスケールメリットと受注可能な調達単位による競争性確保の観点から、最適な発注単位での調達を行う。また、契約事務の効率化のため、少額で購買頻度の高い物品を対象に、引き続きネット調達の活用を推進する。

④規程類の改定

契約については一般競争入札等を原則としつつも、機構の研究開発業務等の特性を考慮し、随意契約もしくは随意契約事前確認公募を実施することができる事由を明確にするなど、契約等に係る仕組みを見直したことを踏まえ、適切な随契審査を行う。

【①について契約内容や契約形態等を見直す取り組みを行う】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

（1）随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。（少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。）

また、契約金額 3,000 万円を超える随意契約については、契約審査委員会が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相手方の適否について審査する体制となっている。

【規程等に基づき、適正な運用を行う】

（2）研究開発法人における契約の在り方について

研究開発法人として相応しい調達の在り方に向け、組織として認識すべきリスクへの対応の在り方や調達契約プロセスごとの在り方を見直したことを踏まえ、実施状況や効果をモニタリングさらには改善に取組み、内部統制の強化を継続する。

（3）不祥事の発生の未然防止のための取組

- ① 契約の完全な履行を確保するため、請負契約等における監督及び納入時の検査・検収のルール等の運用状況を点検し、必要な見直しを行う。
- ② 調達及び検収等に係る業務マニュアルについて必要に応じて随時見直しや更新を行うとともに、調達手続きに係わる職員を対象とした研修、説明会等を行う。
- ③ 外部の競争的資金に関わる職員向けに研究費不正使用防止に係る取り組みを継続する。

【マニュアル通りに運用する。職員の研修等により不祥事発生の未然防止の取り組みを行う。】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後速やかに調達合理化計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表するとともに主務大臣に報告し、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

（1）推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、経営管理担当理事（契約担当役）を

総括責任者とし、調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者 経営管理担当理事（契約担当役）

副総括責任者 経理部長（分任契約担当役）

メンバー 分任契約担当役経理部長の補助者

（２）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会は、契約監視委員会運営細則に基づき当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取り組みの追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定し、公表するものとする。

以上